# 短期入所療養介護料金表

<2023年5月1日改正>

### <当施設は『超強化型介護老人保健施設』です>

独立行政法人地域医療機能推進機構 宇和島病院附属介護老人保健施設

#### 1.在宅強化型短期入所療養介護費《日額》

要介護	基本利用料(10割)		利用者負担金額(1割)		利用者負担金額(2割)		利用者負担金額(3割)	
状態区分	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室
要介護 1	8,750円	7,940 円	875 円	794 円	1,750円	1,588円	2,625 円	2,382 円
要介護 2	9,510円	8,670円	951 円	867 円	1,902円	1,734円	2,853 円	2,601 円
要介護 3	10,140円	9,300円	1,014円	930 円	2,028 円	1,860円	3,042 円	2,790円
要介護 4	10,710円	9,880円	1,071円	988 円	2,142 円	1,976円	3,213 円	2,964 円
要介護 5	11,290円	10,440 円	1, 129 円	1,044 円	2,258円	2,088 円	3,387円	3, 132 円

#### 2. 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費《日額》

内容	基本利用料(10割)	利用者負担金額(1割)	利用者負担金額(2割)	利用者負担金額(3割)
日帰りショート(3時間以上4時間未満)	6,500 円	650 円	1,300 円	1,950 円
日帰りショート(4時間以上6時間未満)	9,080 円	908 円	1,816 円	2,724 円
日帰りショート(6 時間以上 8 時間未満)	12,690 円	1,269 円	2,528 円	3,807 円

#### 3.全利用者対象加算項目《日額》

内容	基本利用料(10割)	利用者負担金額(1割)	利用者負担金額(2割)	利用者負担金額(3割)	
夜勤職員配置加算(※1)	240 円	24 円	48 円	72 円	
サービス提供体制強化加算(I)(※2)	220 円	22 円	44 円	66 円	
在宅復帰·在宅療養支援機能加算Ⅱ (※3)	460 円	46 円	92 円	138 円	
介護職員処遇改善加算 I	3.9%(所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を加算)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	0.8%(所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を加算)			算)	

- (※1)利用者20名に1名以上の1日平均夜勤職員数を配置した場合に加算されます。
- (※2)介護職員のうち介護福祉士を80%以上配置している場合、または勤続年数10年以上の介護福祉士を35%以上配置している場合等に加算されます。
- (※3)在宅復帰率、ベッド回転率を満たした場合に加算されます。

### 4.対象者のみ《日額》

加算項目	基本利用料 (10割)	利用者負担金額 (1割)	利用者負担金額 (2割)	利用者負担金額 (3割)	内 容
送迎加算	1,840 円	184 円	368 円	552 円	片道につき施設で送迎を行った場合に加算されます。
個別リハビリテーション 実施加算	2,400 円	240 円	480 円	720 円	個別リハビリテーションを 20 分以上実施した場合
療養食加算	80 円/回	8 円/回	16 円/回	24 円/回	糖尿病・肝臓病・腎臓病・胃潰瘍・貧血・膵臓病・高脂血症・痛風・検査食など特別な治療食を提供した場合 (1日3食を限度とし、1食を1回として加算)
緊急短期入所受入 対応加算	900 円	90 円	180 円	270 円	緊急に利用を開始した場合 7 日間、(ただし、利用者の 日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事 情がある場合は、14 日間)を限度に加算されます。
総合医学管理加算	2,750 円	275 円	550 円	825 円	治療管理として投薬、検査、注射処置等を行った場合、 7日間を限度に算定されます。
重度療養管理加算	1,200 円	120 円	240 円	360 円	要介護度が4・5で、手厚い医療が必要な場合

#### 5.食事代【注 1】《日額》

	金額	内容				
基準費用(第4段階)	54段階) 1,550円 ・第1~3段階以外の方 <食事代内訳:朝食 300円・昼食 650円・夕食 600円>					
	1,300 円	① 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課				
		税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 120 万円超の方。				
第3段階②		② 預貯金等の金額を確認し、				
分段階位	1,500 [7	配偶者がいる方:合計 1,500 万円以下				
		配偶者がいない方:500 万円以下				
		【①②すべてに該当する方が対象】				
		① 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課				
		税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 80 万円超 120 万円以下の方。				
第3段階① 第3段階①	1,000円	② 預貯金等の金額を確認し、				
分段附近		配偶者がいる方:合計 1,550 万円以下				
		配偶者がいない方:550 万円以下				
		【①②すべてに該当する方が対象】				
	600 円	① 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課				
		税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方。				
第2段階		② 貯金等の金額を確認し、				
州2权附		配偶者がいる方:合計 1,650 万円以下				
		配偶者がいない方:650 万円以下				
		【①②すべてに該当する方が対象】				
		① 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受				
		給されている方。				
	300 円	② 貯金等の金額を確認し、				
第1段階		配偶者がいる方:合計 2,000 万円以下				
		配偶者がいない方:1,000 万円以下				
		【①②すべてに該当する方が対象】				
		③生活保護受給者				

## 【注1】食費・滞在費は、住民票のある市役所、役場にて「介護保険負担限度額認定申請」を行い、認定証の提出により減額が認められます。

### 6.滞在費(日額)

	多床室	個室	内容
基準費用(第4段階)	377 円	1,668 円	のはよる事件で回じ
第3段階	370 円	1,310 円	段階は食事代と同じ 多床室とは、2人部屋・4人部屋
第2段階	370 円	490 円	多水重とは、2人前座・4人前座   滞在費のなかに光熱水費が含む
第1段階	0円	490 円	仰江東♥ノメホルッサ⊂ルホネメ小東 ルッ゚凸 む

# 7.その他の料金 (日額)

項目	金額	内容	
①特別な室料(特別室)	1,100 円/日(消費税込み)	1人部屋・2人部屋をご利用の場合	
②日常生活費 (日用品費)	実費/日	シャンプー兼ボデイソープ、おしぼり	